## ○寒川町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日 条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の 規定に基づき、寒川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 公募の町民
  - (2) 子どもの保護者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
  - (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議という。」)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明 又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【子ども・子育て支援法抜粋】

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理 すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。